〈にししん教育資金一括贈与専用口座〉商品概要説明書

令和 5年 5月 1日現在

. <u></u>	17年 571 「日乳化
1. 商品名	・にししん教育資金一括贈与専用口座
	・下記の条件を全て満たす方が対象となります。
2. 販売対象	①直系尊属((曽)祖父母、父母等)から教育資金の贈与を受けられた30歳
2. MAJUA13A	未満の方
	②贈与を受けられる方の前年合計年収が1、000万円を超えない方
3. 期 間	・平成25年12月9日(月)より令和 8年 3月31日(火)まで
4. 預 入	
新規預入方法	・期間中、随時お預け入れいただけます。
	・口座開設に先立ち、贈与者と受贈者との間で書面による贈与契約を締結して
	いただく必要があります。 日本問題ははは、贈り割れたとなる問題というのである中央表「私本客へ出題」
	・口座開設時には、贈与契約および受贈者からの所定の申告書「教育資金非課
マチュヘヴェ	税申告書」等の必要書類のご提出が必要です。
預入金額	・10万円以上1,500万円以内 1円単位
預入単位	・1円単位
追加預入	・期間中、随時お預け入れいただけます。
	・原則として、口座開設店の窓口でのお預け入れとなります。 (ATM インカーネットバン・キング等からのお預け入ればできません)
	(ATM、インターネットバンキング等からのお預け入れはできません。) ・追加預入金額は、10万円以上1円単位とし、既に届出の教育資金非課税申
	・追加預入金額は、「0万円以上「円単位とし、既に庙田の教育員金非課税中 告書の金額と合算して1,500万円以内となります。
	│ 日書の金額と日昇して1, 3000カロ以内となりまり。 │・追加預入時には、贈与契約および受贈者からの所定の申告書「追加教育資金
	・ 追加頂へ時には、贈予失利のよび支贈者がらの別定の中古書 ・ 追加教育員並 非課税申告書」等の必要書類のご提出が必要です。
	・随時払戻しできます。
	・
5. 払戻方法	- 水射として、12年開設力の21での位戻してなりより。 - ・払戻時には、教育資金のお支払いを証明する領収書等(原本)の、窓口への
	ご提出が必要です。
	- ・専用口座から学校等へお振込みされる場合は、授業料納付書等により、資金
	使途・支払先を確認させていただきます。
	・教育資金の払戻のうち、学校等以外への支払いは500万円までとなります。
	・教育資金以外の払戻については、贈与税の非課税対象となりません。
6. 利 息	
適用利率	【普通預金の場合】
	・変動金利
	(毎日の最終残高について、店頭に表示する利率を適用します。)
	【決済用普通預金の場合】
	・決済用普通預金には、利息がつきません。
	【普通預金の場合】
計 算 方 法	・付利単位を100円とし、毎日の最終残高1,000円以上について 1 年を
	365日とする日割計算となります。
利 払 時 期	【普通預金の場合】
गण ग्रम्भ मन् स्री	・毎年3月と9月の当金庫所定の日に元金に組入れます。

	「並ってんの用人」
	【普通預金の場合】
	│・「利子所得」として分離課税20%(国税15%、地方税5%)の税金がか │
7. 税 金	かります。
7. 176 32	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利
	息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.
	315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	・この預金に係る手数料はありません。
	・下記のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了します。
	その場合、本口座はただちにご解約いただきます。
	① 口座名義人が満30歳に到達した日(ただし、令和元年7月1日以降に
9. 解約方法	30歳になられた方は、学校等に在学中であることを条件に、別途手続を
ひ、 カナルシノン /五	行うことで最長40歳までご利用いただけます。)
	② 口座名義人が死亡した日
	② 日座石義人が死亡した日 ③ 残高が0円となり、口座名義人と当金庫の間で契約終了の合意があった日
10 0 114 + 12 0	
10. 金利情報の	【普通預金の場合】
入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。
	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプラ
	イアンス統括部(9 時~17 時、電話: 0120-67-5563)にお申
	し出ください。
	・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電
	話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
	の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、
	利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプ
	ライアンス統括部または全国しんきん相談所(9 時~17 時、
11.苦情処理措置・	電話:03-3517-5825) にお申し出下さい。また、お客様から、
紛争解決措置	上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただ
	くことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にも
	ご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利
	な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議シ
	ステム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)
	もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライ
	アンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せくださ
	い。
	・この預金は、当金庫本支店の窓口のみでお取扱いします。
	・この預金は、当金庫本文店の窓口のみでお取扱いします。 ・この預金は、当金庫本支店でお一人様につき1口座のみの開設となります。
	・当金庫にて本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座を開設する
	ことはできません。
	・この預金は、キャッシュカードの発行はいたしません。
40 mg = 101 /s =10	・この預金は、公共料金の自動支払いや給与、年金、配当金、公社債元利金等
12. その他参考	の自動受取り、各種ローンの返済口座としてご利用いただけません。
となる事項	・この預金は、「普通預金規定」または「決済用普通預金規定」によりお取扱い
	l list.
	本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
	・この預金が普通預金の場合、預金保険制度の付保対象預金です。
	預金保険制度に基づき元本 1, 000万円までとその利息が保護の対象とな
	ります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して
	1, 000万円までとその利息が保護されます。)